

「平成 30 年度ヒルギ林内生態系再生事業（小水路掘削）委託業務」に係る
企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

「平成 30 年度ヒルギ林内生態系再生事業（小水路掘削）委託業務」（以下「本委託業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄県は、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に謳われている「自然環境の再生」に取り組むため、自然環境再生事業の実施にあたって基本的な考え方を体系的に取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を平成 27 年 3 月に策定し、指針に基づく自然環境再生モデル事業を東村慶佐次川流域において実施しているところである。

本委託業務では、平成 28 年度の再生モデル事業で復元したヒルギ林小水路内において、台風の影響により堆積物で閉塞した小水路内を改善し、ヒルギ林内生態系の再生を目的とする。

本委託業務は、幅広い知識と専門性を活用するため、民間事業者から企画提案を募集する。

(3) 委託する業務内容

「平成 30 年ヒルギ林内生態系再生事業（小水路掘削）委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

ただし、契約締結については、関係法令に係る許可承認又は承認見込みが確認できた時点に実施する。

(5) 予算額

業務委託料として、8,424 千円以内（消費税含む。）で企画すること。

ただし、金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、調整することがある。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者
- (3) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者
- (4) 沖縄県の自然環境や環境保全活動について十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店を設置する者。なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 代表する事業者は、沖縄県内に本店を設置していること。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(3)及び(5)から(9)の要件を満たしており、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

(5) 県税を滞納しない者であること。

(6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。

(注)；地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 応募手続き等

(1) 企画提案書等の提出

○提出期限：平成30年12月20日（木）17時（必着）

○提出場所：沖縄県環境部環境再生課（県庁4階）

○提出部数：下記提出書類ア～クを1セットとし、7部提出すること。（1部は原本、残りはコピーで可。）なお、オに添付する定款等の書類は、1部とする。

○提出書類等：

ア 企画提案申請書【様式1】、共同企業体の場合は、【様式1-2】

イ 企画提案書【様式2】

※ 企画提案にあたっては、沖縄県環境部環境再生課のウェブサイトで公開している「自然環境再生モデル事業について」の内容（平成27～29年度再生モデル事業結果報告書、特に慶佐次川自然環境再生事業全体構想、各種計画等）を踏まえ、効率よく効果的な事業実施を図ること。

※ 企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。

※ 企画提案書の内容は、別添「委託仕様書」及び以下①から③の項目を参照して記述すること。

- ① 本委託業務を実施するにあたっての基本方針、自然環境再生に係る沖縄県の現状及び課題等について記述すること。
- ② ヒルギ林内生態系再生事業（小水路掘削）について
 - (7) 小水路掘削
ヒルギ林小水路内の堆積物の除去と堆積防止策の意義と進め方について具体的に提案すること。
 - (イ) 事業効果の確認
事業効果の確認の意義と進め方について具体的に提案すること。
また、進め方については過年度実績も踏まえて提案すること。
 - (ウ) 自然環境再生事業の全県的な展開に当たっての課題等の整理
課題の整理の手法について具体的に提案すること。
- ③ 独自提案事項等
次年度以降、地域主導で実施可能な事業効果の確認方法や順応的管理の実施方法（ヒルギの根の切除を含む）について提案すること。
その他業務の実施にあたって独自の提案や PR することがあれば記載すること。

ウ 平成 30 年度業務スケジュール【様式 3】

エ 業務遂行体制【様式 4】

- ① 務遂行体制図、②担当者の役割等、③担当者の経歴等

オ 会社概要等【様式 5】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

- ①定款（又は寄付行為）、②収支決算書（直近 3 年間）を添付すること

カ 業務実績書【様式 6】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

キ 見積書【様式 7】

※積算内訳を添付すること。

※積算の費目については、以下の内容とする。

- ① 直接人件費、
- ② 直接経費（外注費、消耗品費等）、
- ③ 上記①、②を除くその他事業の推進に必要な経費（旅費、謝金、印刷製本費等）
- ④ 一般管理費（（①+②+③-再委託費）の 10%以内）、
- ⑤ 消費税

ク 誓約書【様式 8】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(2) 事業に関する質問受付

○質問期限：平成 30 年 12 月 19 日（水）午後 5 時まで

○方法：事業担当者あて電子メール又は FAX にて行うこととする。

なお、件名を「【質問】平成 30 年度ヒルギ林内生態系再生事業（小水路掘削）
企画提案」とすること。

○回答方法：沖縄県ホームページ公募用（本ページ）にて掲載

(3) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日、県から照会を行うことがある。

(4) 企画提案審査（1 次審査）

○提案者多数の場合には、環境再生課内で 1 次審査を実施します。

○1 次審査通過者（1 次審査を実施しない場合は、すべての提案者）に対し、企画提案審査会（2 次審査）の詳細【期日、集合時間、場所、プレゼンテーション（以下

「プレゼン」という。) 時間等】について、県から連絡する。

(5) 企業選定審査委員会 (2次審査)

ア 日時 (予定) : 平成 30 年 12 月 25 日 (火曜日) ~ 12 月 28 日 (金曜日)

イ 場所 (予定) : 沖縄県本庁舎 4 階又は 14 階

ウ プレゼンに関する留意事項

- ① 現時点でのプレゼン時間は、発表 20 分、質疑応答 15 分を予定。
- ② 指定された時間を 10 分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。
- ③ プレゼンに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない (ただし、企画提案書の内容についてプロジェクターを用いて説明することは可とする)。
- ④ プレゼンに使用するプロジェクター及び PC については、県で準備するので、利用希望者は、事前に、6. 問い合わせ先担当者と当日使用予定のデータについて調整すること。

(6) 決定の通知

審査結果については、すべての提案者に対し、環境部環境再生課から通知する。

選定結果通知日は、審査委員会開催日から一週間経過後。

(7) 委託契約

本委託業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。

ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

共同企業体の場合、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付すること。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、瑕疵担保責任、協議事項等

4. 留意事項

(1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。

(2) 提出された各書類については返却しない。

なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課 (本コンペ関係者のみ) 及び審査委員以外に一切公開しないものとする。

(3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次順位の企業に業務委託先を変更する場合がある。

5. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) 事業の実施については、関係法令に係る許可承認が必須のため、万が一関係機関から承認がなされない場合、契約締結できないことに留意する。
また、事業の実施にあたっては、許可承認内容を踏まえることに留意する。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
- ・部課名：沖縄県環境部環境再生課
- ・担当者：大城
- ・電話：098-866-2064 FAX：098-866-2497
- ・e-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:00